兵庫県庁本庁舎再編に伴う不用物品の収集運搬処分等

業務委託

入札申請関係書類

① 一般競争入札参加申込書兼競争入札参加資格確認申請書
② 現地確認出席申込書
③ 入札公告（写し）
④ 入札説明書
⑤ 仕様書・図面
⑥ 質問書
⑦ 入札書
⑧ 見積書（入札不調時協議用）
⑨ 入札内訳書
⑩ 委任状
⑪ 入札辞退届
⑫ 入札の注意事項
⑬ 提出書類の注意事項
⑭ 契約書（ひな型）
⑮ 誓約書（３種類）
⑯ 兵庫県内に有する事業所等に関する申告書
⑰ 納入実績報告書

○参加申込書の代表者名欄に記入した者以外の者が入札する場合は、入札当日に参加し、権限を行使する者を参加申込書に記入ください。

○入札書の押印廃止に伴い、入札会場にて顔写真付公的書類の提示をいただくことにより本人確認を行います。

○本人確認ができない場合には入札参加を認めませんのでご注意ください。

（下記のうち、どれか１つを持参ください）

1　運転免許証
2　運転経歴証明書（平成 24 年４月１日以降交付のもの）
3　旅券（パスポート）
4　個人番号カード（マイナンバーカード）
5　在留カード・特別永住証明書
6　官公庁が顔写真を貼付した各種福祉手帳（身体障害者手帳など）
7　その他官公庁から発行・発給された書類で、その官公庁が顔写真を貼付したもの

＜ 担 当 ＞
兵庫県出納局物品管理課　物品班　下野
〒６５０－８５６７
神戸市中央区下山手通５丁目 10 番１号
電話（078）362－3666

様式第２号

一 般 競 争 入 札 参 加 申 込 書
兼 競 争 参 加 資 格 確 認 申 請 書

令 和　　年　　月　　日

契約担当者
兵庫県知事　齋　藤　元　彦　様

所　在　地
商号又は名称
代 表 者 名
電 話 番 号
メールアドレス

公告のあった下記調達に係る一般競争入札に参加する資格について確認されたく、確認書類を添えて入札申込みします。

なお、地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

１　入札件名　兵庫県庁本庁舎再編に伴う不用物品の収集運搬処分等業務委託

２　確認書類　物品関係入札参加資格審査結果通知書（写し）

３　本件入札に当日参加し、権限を行使する者を以下のとおり届け出ます。

所属部署名：＿＿＿＿＿＿＿＿　　職・氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿

※下記枠内は記入しないでください

執行者	立会人	確認書類

４　連絡先（担当者）

所 属：＿＿＿＿＿＿＿＿　　電 話：　　－　　－

氏 名：＿＿＿＿＿＿＿＿　　ＦＡＸ：　　－　　－

現地確認出席申込書

兵庫県出納局物品管理課あて

下記案件に関しまして、12 月 4 日に実施される現地確認について出席します。

案件名：兵庫県庁本庁舎再編に伴う不用物品の収集運搬処分等業務委託

令和８年　　月　　日

事業所名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

当日現地確認に出席する人数：　　名

当日現地確認に出席する者の氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

当日現地確認に出席する者の連絡先（電話番号）：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和８年11月27日

契約担当者
兵庫県知事　齋　藤　元　彦

１　調達内容

(1) 業務件名及び数量
兵庫県庁本庁舎再編に伴う不用物品の収集運搬処分等業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等
調達案件に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 履行期限
令和９年３月31日（水）
※ただし、令和９年１月29日（金）までに搬出を終えること

(4) 履行場所
兵庫県庁１号館・２号館・議場棟１階（詳細は仕様書のとおり）

(5) 入札方法
上記(1)の案件について入札に付する。
落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含まない額）に相当する金額で入札すること。

２　一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、参加申込の期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 兵庫県内に事業所を有する者であること。県の入札参加資格者名簿の「取引を希望する支店・営業所等」に兵庫県内の事業所を登録していない者は、参加申込時に「兵庫県内に有する事業所等に関する申告書」を提出すること。

３　入札の参加申込及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

(1)　書面による入札

ア　参加申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567　神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局物品管理課　担当　下野

電話（078）362－3666

FAX（078）362－3928

イ　参加申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和８年11月27日（金）から12月３日（木）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第２条第１項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前９時から午後４時まで（正午から午後１時までを除く。）

ウ　入札・開札の日時及び場所

令和８年12月14日（月）午後２時　兵庫県庁３号館８階入札室

エ　入札書の提出期限

上記ウの入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和８年12月11日（金）午後５時までに上記アの場所に必着のこと。

(2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア　参加申込みの期間

令和８年11月27日（金）から12月３日（木）まで（県の休日を除く。）の午前９時から午後８時まで（ただし、令和８年12月３日（木）は午後４時までとする。）

イ　入札の日時

令和８年12月10日（木）午後５時から同月14日（月）午後２時まで（県の休日を除く。）

ウ　開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ

4　現地確認について

この一般競争入札に参加を希望する者は、下記日程で現地確認を実施するので、必ず参加すること。一般競争入札参加申込書兼競争入札参加資格確認申請書の提出時に「現地確認出席申込書」も提出すること。

ア　集合日時　令和８年12月４日（金）　午後１時30分

イ　集合場所　兵庫県庁１号館１階ロビー

ウ　持参書類　本入札に係る仕様書及び図面

5　その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の 100 分の５以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付を免除する。

ア　保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入

札保証金に代えて提出するとき。

イ　国（公社・公団を含む。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、その者がその契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を契約締結日までに納付しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しその保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、「誓約書（契約保証金の免除についての誓約書）」を提出する場合、契約金額が 200 万円以下の場合等は、契約保証金を免除する。

(4) 入札に関する条件

ア　入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ　入札保証金を求める場合、所定の日時までに納付されていること。

ウ　入札者又はその代理人が同一事項について２通以上した入札でないこと。

エ　同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は２人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ　連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ　入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること（電子入札を除く。）。

キ　代理人が入札する場合は、入札開始までに委任状を入札執行者に届出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク　入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。

ケ　再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(ｱ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ｲ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない入札、提出書類に虚偽の内容を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した案件を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

入 札 説 明 書

兵庫県庁本庁舎再編に伴う不用物品の収集運搬処分等業務委託に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　入札に付する事項

(1) 業務件名及び数量

兵庫県庁本庁舎再編に伴う不用物品の収集運搬処分等業務委託　一式

(2) 調達案件の仕様等

仕様書のとおり

(3) 調達案件の条件等

仕様書のとおり

(4) 履行期限

令和９年３月31日（水）

※ただし、令和９年１月29日（金）までに搬出を終えること

(5) 履行場所

兵庫県庁１号館・２号館・議場棟１階　（詳細は仕様書のとおり）

２　入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていることについて、契約担当者による確認を受けた者であること。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者であること。

ただし、名簿に登録されていない者で、入札参加を希望し物品関係入札参加資格者の認定を求める場合は、令和８年 12 月３日（木）午後４時までに、所定の物品関係入札参加資格審査申請書に関係書類を添えて４（１）イに記載する受付場所へ持参して、入札参加資格の随時審査を受けること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（別紙様式第２号。以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 兵庫県内に事業所を有する者であること。県の入札参加資格者名簿の「取引を希望する支店・営業所等」に兵庫県内の事業所を登録していない者は、参加申込時に「兵庫県内に有する事業所等に関する申告書」を提出すること。

３　入札参加の申込み

(1) 提出場所

兵庫県出納局物品管理課（兵庫県神戸市中央区下山手通５―10―１）

電話番号（078）362―3666

(2) 参加申込みの期間

令和８年 11 月 27 日（金）から 12 月３日（木）まで（持参の場合は兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第 15 号）第２条第１項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の毎日午前９時から午後４時まで（持参の場合は正午から午後１時までを除く。）

また、兵庫県電子入札共同運営システム（以下、電子入札システムという。）は、毎日午前９時から午後８時まで（県の休日を除く。）利用できる。（ただし、令和８年 12 月３日（木）は午後４時までとする。）

(3) 提出書類

ア　申込書を作成のうえ上記(1)に直接持参又は郵送すること。なお、電子入札システム利用者については、同システムにより申請を行うこと。

⑱　イ　前記２(1)の事実を確認するため、県が登録時に送付した「物品関係入札参加資格審査結果通知書」の写しを申込書に添付すること。ただし、「物品関係入札参加資格審査結果通知書」が申込時までに送付されていない場合はその旨申し出 ること。また、「現地確認出席申込書」も提出すること。

(4) 入札参加資格の確認

ア　入札に参加できる者の確認基準日は、上記(2)の最終日とする。

イ　入札参加資格の有無については、提出のあった申込及び関係書類に基づいて確認し、その結果を令和８年 12 月８日（火）午後５時までに電子入札共同運営システム又は文書（一般競争入札参加資格確認通知書）により通知する。

そのため、返信用封筒（定型長３）を入札参加申込書に添えて提出すること。返信用封筒には、110 円切手を貼付し、返信先の住所を記載しておくこと。

なお、電子入札システム利用者については、同システムにより通知を行うため、返信用封筒は不要とする。

(5) その他

ア　申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。

イ　提出された申込書及び関係書類は、入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用しない。

ウ　提出された申込書及び関係書類は、返却しない。

エ　申込書の提出期限日の翌日以降は、申込書及び関係書類の差し替え又は再提出は認めない。

4　現地確認について

この一般競争入札に参加を希望する者は、下記日程で現地確認を実施するので、必ず参加すること。一般競争入札参加申込書兼競争入札参加資格確認申請書の提出時に「現地確認出席申込書」も提出すること。

ア　集合日時　令和８年12月４日（金）　午後１時30分

イ　集合場所　兵庫県庁１号館１階ロビー

ウ　持参書類　本入札に係る仕様書及び図面

5　仕様書等に関する質問

(1) 入札に参加を希望する者で、仕様書等交付書類に関して質問がある場合は、次により質問書（様式は任意。）を提出すること。

ア　受付期間

持参の場合は、令和８年 11 月 27 日（金）から令和８年 12 月７日（月）まで（県の休日を除く。）の毎日午前９時から午後４時まで（持参の場合は、正午から午後１時までを除

く。）の間に提出すること。
電子入札共同運営システムによる場合は、令和８年 11 月 27 日（金）から 12 月３日（木）まで（県の休日を除く。）の毎日午前９時から午後８時（令和８年 12 月３日（木）は午後４時までとする。）の間に提出すること。

イ　受付場所
兵庫県出納局物品管理課（兵庫県神戸市中央区下山手通５―10―１）
電話番号(078)362－3666　ＦＡＸ(078)362－3928

ウ　提出書類
仕様等に関する質問書

エ　提出方法
電子入札共同運営システム、持参又はＦＡＸにより提出すること。

オ　確認の結果
令和８年 12 月 10 日（木）午後５時までに、入札者に通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

6　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

7　契約条項を示す場所及び日時
兵庫県出納局物品管理課
令和８年 11 月 27 日（金）から 12 月３日（木）まで（県の休日を除く。）の毎日午前９時から午後４時まで（正午から午後１時までを除く。）

8　入札・開札の場所及び日時
(1) 場所　兵庫県庁３号館８階入札室
(2) 日時　令和８年 12 月 14 日（月）午後２時

9　入札書の提出方法
入札書は参加申込書の代表者名欄に記入した者または権限を行使する者として届け出た者が作成し、入札日時に入札箱に投入すること。ただし、郵便（書留郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による場合は、入札書を封筒に入れて密封の上、その封皮に「入札書」と表記のうえ、宛て名及び入札物件等を記入し、令和８年 12 月 11 日（金）午後５時までに前記４(1)イの場所に必着すること。
電子入札の場合は、令和８年 12 月 10 日（木）午後５時から同月 14 日（月）午後２時まで（県の休日を除く。）に入札を行うこと。

10　入札書の作成方法
(1) 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表示すること。
(2) 入札書は所定の別紙様式によること。
(3) 入札書の記載に当たっては、次の点に留意すること。
ア 件名は、前記１(1)に示した件名とする。
イ 年月日は、入札書の提出日とする。
ウ 入札者の氏名は、法人にあっては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とする。

エ 代理人が入札する場合は、入札者の氏名並びに当該代理人の指名があること。

(4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含まない額）に相当する金額で入札すること。

万一誤って記載したときは、新しい入札書を使用すること。

(5) 入札執行回数は、２回を限度とする。

(6) 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回することはできない。

(7) 電子入札の場合については、電子入札システムにより入札を行うこと。

入札書の記載方法等は上記(1)から(6)を準用する。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金の納入を求める場合、契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の 100 分の５以上の額を、令和８年 12 月 11 日（金）正午までに納付しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出するとき。

保険期間は本件入札の参加申込後で、令和８年 12 月 11 日（金）以前の任意の日を開始日とし、令和９年１月５日（火）以降の任意の日を終了日とすること。

入札保証保険証書の保険金額が、契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の 100 分の５未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

イ 国（公社・公団を含む。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、その者がその契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を契約締結日までに納付しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しその保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、「誓約書（契約保証金の免除についての誓約書）」を提出する場合、契約金額が 200 万円以下の場合等は、契約保証金を免除する。

12 開札

開札は、入札執行後直ちに、入札者又はその代理人を立ち会わせて行い、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

13 無効とする入札

(1) 前記２の入札参加資格がない者のした入札、仕様を満たさない入札、申込又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、指名停止中である者等前記２に掲げる入札参加資格のない者のした入札は無効とする。

(3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取り消す。

14 落札者の決定方法

(1) 前記１の案件を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）第 85 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

（注）予定価格には次の費用を含む。

入札案件の監督及び検査を受けるために要する費用

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が２者以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、入札書を郵送した者、電子入札を利用した者にあっては、立会人がくじを引くこととする。

(3) 予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札をする。この場合において、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては別に定める日時において入札をする。

(4) 再度の入札をしても落札者がないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約による。

15　入札に関する条件

(1) 入札は、所定の日時及び場所に持参、郵送等又は電子入札すること。

(2) 入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）を求める場合、所定の日時までに納付されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和９年１月５日（火）まであること。

(3) 入札者又はその代理人が同一事項について２通以上した入札でないこと。

(4) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は２人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

(5) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

(6) 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること（電子入札を除く）。

(7) 代理人が入札をする場合は、入札開始まで入札執行者に届出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

(8) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く）。

(9) 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

ア　初度の入札に参加して有効な入札をした者

イ　初度の入札において、(1)から(8)までの条件に違反し無効となった入札者のうち、(1)、(4)又は(5)に違反して無効となったもの以外の者

16　入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

17　契約書の作成

契約書は、書面又は電子署名サービスを利用した電子契約（以下「電子契約」という。）により、特別な事情のない限り、落札決定の翌日から起算して７日以内（県の休日を除く。）に作成

しなければならない。

なお、この期間内に契約書を作成しないときは、落札はその効力を失うことになる。

(1) 書面の契約書の場合

ア　落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、契約担当者あてに提出すること。

イ　契約書は２通作成し、双方各１通保有する。

ウ　契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。

(2) 電子契約の場合

ア　落札者は、落札決定後速やかに、契約担当者あてに電子契約利用同意書を電子メールにより提出し、その後、契約担当者からの電子契約の確認依頼を受けて、電子契約サービスにより契約書に電子署名を行うこと。

イ　契約書は、電磁的記録により双方で保有する。

ウ　契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。

(3) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

18　監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行う。

なお、検査の実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

19　その他注意事項

(1) 申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により指名停止される。

(2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。

(3) 暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号）の趣旨を徹底し、暴力団排除を進めるため、契約者には、「ア 暴力団又は暴力団員に該当しないこと、イ 暴力団及び暴力団員と密接な関係に該当しないこと、ウ ア・イに該当することとなった場合は契約を解除し、違約金の請求等についても異議を述べないこと」を旨とする誓約書の提出を求める。

20　調達事務担当部局

〒650―8567　兵庫県神戸市中央区下山手通５―10―１

兵庫県出納局物品管理課（電話番号：(078)362―3666）

兵庫県庁本庁舎再編に伴う不用物品の収集運搬処分等業務委託仕様書

令和８年 11 月

兵庫県出納局物品管理課

仕様書

１．案件名称

兵庫県庁本庁舎再編に伴う不用物品の収集運搬処分等業務委託

２．概要

本業務は兵庫県（以下、「発注者」という。）の本庁舎再編にあたり、排出される什器等の産業廃棄物（以下、「廃棄物」という。）を収集し、処理施設へ運搬・処分するものである。

３．関係法令の遵守

受注者は、業務の遂行にあたって「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号)」「家電リサイクル法（平成 10 年法律第 97 号)」その他関係法令及び規則等を遵守しなければならない。

４．履行期間

契約締結日から令和９年３月 31 日まで

※ただし、廃棄物の運び出しは契約締結日以降～令和９年１月 29 日の間に実施すること。

※履行確認は産業廃棄物管理票（以下、「マニフェスト」という。）Ｄ票の提出を以て行うため、履行期間終期までにマニフェストＤ票を発注者に提出すること。

５.履行場所

兵庫県庁１号館・２号館・議場棟１階

６．業務内容

（１）委託数量

収集運搬・処分予定数量は別表のとおり。

なお、数量は概算の予定数量である。入札参加希望者は、入札にあたり実施する現地確認において数量や種類を把握し、入札金額を算出すること。

家電リサイクル料が発生した場合は、契約金額に含むものとする。

また、予定数量と現地確認における実際の数量に差異がある場合は、実際の数量を適用すること。

（２）産業廃棄物の種類

本業務における産業廃棄物の種類は「廃プラスチック類」「金属くず」「紙くず」「木くず」「繊維くず」「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」とする。上記区分または、その混合物で適正処理困難な物については、別途発注者と受注者で協議するものとする。

（３）収集場所

・兵庫県庁１号館および２号館（兵庫県神戸市中央区下山手通５－10－１）
・議場棟１階（倉庫及び視聴覚ルームのみ。住所は同上）
※１号館は地下及び１階
※２号館は１階及び３階～８階

（４）収集回数及び収集時間

（ア）収集は複数の日程で実施するものとする。収集作業は原則として平日の午前９時から午後５時までの間とするが、詳細な日程については発注者と別途調整を行うものとする。

（イ）搬出について、天候等の諸事情によりやむを得ず令和９年１月 29 日までの搬出が困難な場合は、発注者と協議し、発注者が認めた場合は搬出日時を延期することが出来るものとする。

（５）再委託について

（ア）受注者は、本業務の全部又は主体的部分を一括してを第三者に再委託してはならない。主体的部分とは、委託事務における総合的な規格及び判断並びに業務遂行管理部分をいう。ただし、産業廃棄物の最終処分業はこの限りでない。

（イ）受注者は、専門業者等の第三者に一部業務を再委託する必要が生じた場合は、あらかじめ発注者と協議のうえ、発注者の許可を得なければならない。

（ウ）受注者は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性が分かる書面を提出し、県の承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者に再委託することができる。

（６）その他

（ア）本業務で必要な関係官公署に対する諸手続きは、受注者の責任により、遅滞なく行うこと。

（イ）搬出作業にあたっては、発注者と協議を行い、事故防止及び道路混

雑、騒音等の発生に注意すること。
（ウ）業務の安全については、十分注意して行うこと。受注者は現地作業責任者を定め、事故等が発生した場合は、速やかに発注者へ報告すること。
（エ）廃棄物については、飛散・流出しないよう、十分注意すること。
（オ）受注者は、本業務の履行完了の前後を問わず、業務の履行に際し知りえた発注者の機密情報を第三者への漏えい、その機密情報を目的以外で仕様してはならない。
（カ）搬出作業中、現場及びその周辺にある構造物・機器等に対して支障を及ぼさないよう、養生を行う等必要な措置を講じること。また、作業場所については作業完了後に付近の清掃を行うこと。
（キ）受注者は、搬出に必要な範囲で物品の分解・解体を現場で行うことが出来る。ただし、分解・解体に係る費用は受注者の負担とする。また、本業務に使用する運搬用具・機材等は一切、受注者の負担とする。

７．提出書類
（１）受注者は、産業廃棄物を収集運搬及び処分できることを示すこととして、契約締結前に次の書類を発注者に提出すること。また、これらの記載事項に変更が生じた場合は、速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出すること。
（ア）産業廃棄物収集運搬業許可証の写し
（イ）産業廃棄物処分業許可証の写し
（ウ）事業の範囲、処分する場所の所在地、処分方法、施設の処理能力、最終処分又は再生する事業所の名称・所在地・処分方法・処理能力を記載した書類（県様式又は任意様式可）

（２）受注者は、廃棄物処理法の定めにより、運搬並びに処分終了後、マニフェストにて報告を速やかに行うこと。なお、マニフェストは受注者が用意するものとし、これにかかる費用は契約金額に含むものとする。

８．履行確認・契約金額の支払い
（１）発注者は受注者から提出されたマニフェストＤ票により履行確認を行い、履行完了が認められた場合は契約金額の支払いを行う。
（２）受注者は、中間処理後に最終処分を要する場合は、マニフェストＥ票を発注者へ速やかに提出すること。マニフェストＥ票は、廃棄物処理法に基づき、マニフェスト交付の日から 180 日以内に発注者に対して提出すること。

９．現地確認の実施

本業務にあたり、廃棄物の種類・数量・搬出経路等を確認するため、現地確認を下記日程で実施する。入札参加希望者は現地確認に必ず参加し、内容を確認すること。

（１）集合日時

令和８年 12 月４日（金）　午後１時 30 分

（２）集合場所

兵庫県庁１号館１階　ロビー

（３）備考

仕様書や図面等は各自持参すること。搬出対象の不用物品の撮影は必要な範囲で可。

現地確認当日は順次搬出対象のフロアを職員が案内する。

【別表】

・数量は概算の予定数量である。入札参加希望者は、入札にあたり実施する現地確認において数量や種類を把握し、入札金額を算出すること。別表と現地確認で数量や種類が異なる場合、現地確認での数量や種類を適用すること。

・什器等の固定金具は受注者が取り外しを行うこと。また、可動式書架（合板式）についても受注者が取り外し及び解体も行うこと。

	品目・特記事項	数量	区分等
1	事務机	90	机類
2	脇机	101	机類
3	長机・会議机	76	机類
4	その他机	48	机類
5	事務椅子	92	椅子類
6	応接椅子	60	椅子類
7	パイプ椅子	81	椅子類
8	丸椅子	71	椅子類
9	書庫	418	ロッカー類
10	ロッカー	63	ロッカー類
11	プリンター	11	事務機器類
12	その他事務機器	100	事務機器類
13	テレビ	16	家電類
14	冷蔵庫	6	家電類
15	ストーブ	19	家電類
16	扇風機	4	家電類
17	シュレッダー	7	事務機器類
18	パーティション	126	ボード類
19	ホワイトボード・黒板	10	ボード類
20	展示パネル・板・ボード	18	ボード類
21	テーブル	12	家具類
22	食器棚	15	家具類
23	木製棚	35	家具類
24	デスクマット（ガラス）	33	その他
25	台車	6	その他
26	脚立	4	その他
27	その他廃棄物	359	その他
	合計	1,881	

※その他廃棄物の主な例→雑誌用ラック、ファイルワゴン、郵便ボックス、金庫、大型カーテン、テレビ台、イーゼル、音響機材、映像機材、空気清浄機、植木鉢置き、レターケース、傘立て、家電類（レンジ・エアコン）等（上記以外にもあるため詳細は現地にて確認すること）

（県様式）本項目は契約後に受注者が記入及び発注者へ提出するものである。

１　収集運搬に関する事業範囲

（積込み場所）

許可都道府県・政令市：

許可の有効期限：

事業範囲：

許可の条件：

許可番号：

（積下ろし場所）

許可都道府県・政令市：

許可の有効期限：

事業範囲：

許可の条件：

許可番号：

２　処分に関する事業範囲

許可都道府県・政令市：

許可の有効期限：

事業区分：

産業廃棄物の種類：

許可の条件：

許可番号：

３　処分する場所の所在地、処分方法、施設の処理能力

事業場の名称：

所在地：

処分又は再生の方法　：

施設の処理能力　：

４ 最終処分する事業場の名称、所在地、処分方法、処理能力

発注者から受注者に委託された産業廃棄物の最終処分（予定）を次のとおりとする。

（前項の処分により全量再生または最終処分された場合には記載不要）

最終処分先の番号	中間処理後の産業廃棄物の種類	最終処分を行う事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力

５ 再生の事業場の名称、所在地、処分方法、処理能力

発注者から受注者に委託された産業廃棄物の再生（予定）を次のとおりとする。

再生先の番号	中間処理後の産業廃棄物の種類	再生を行う事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力

1号館

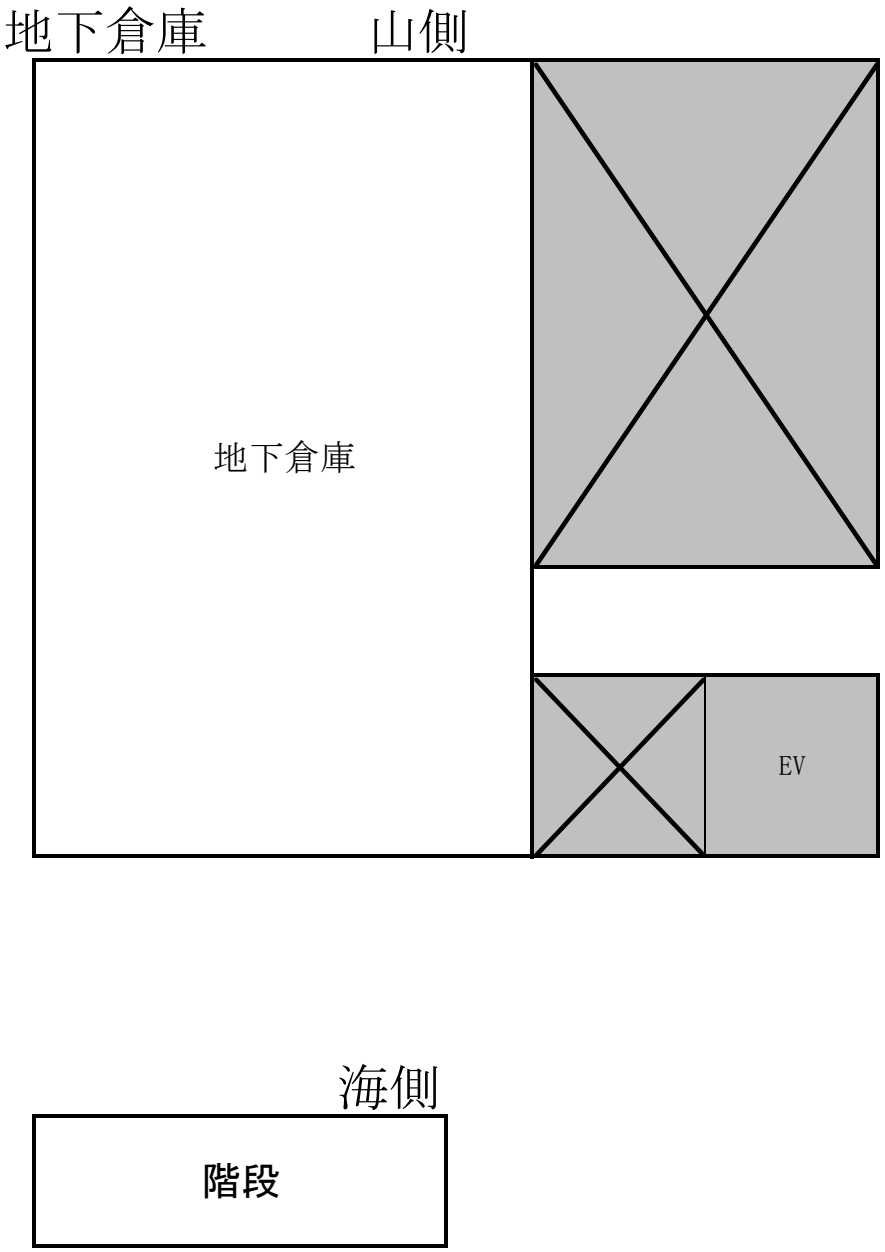

1号館

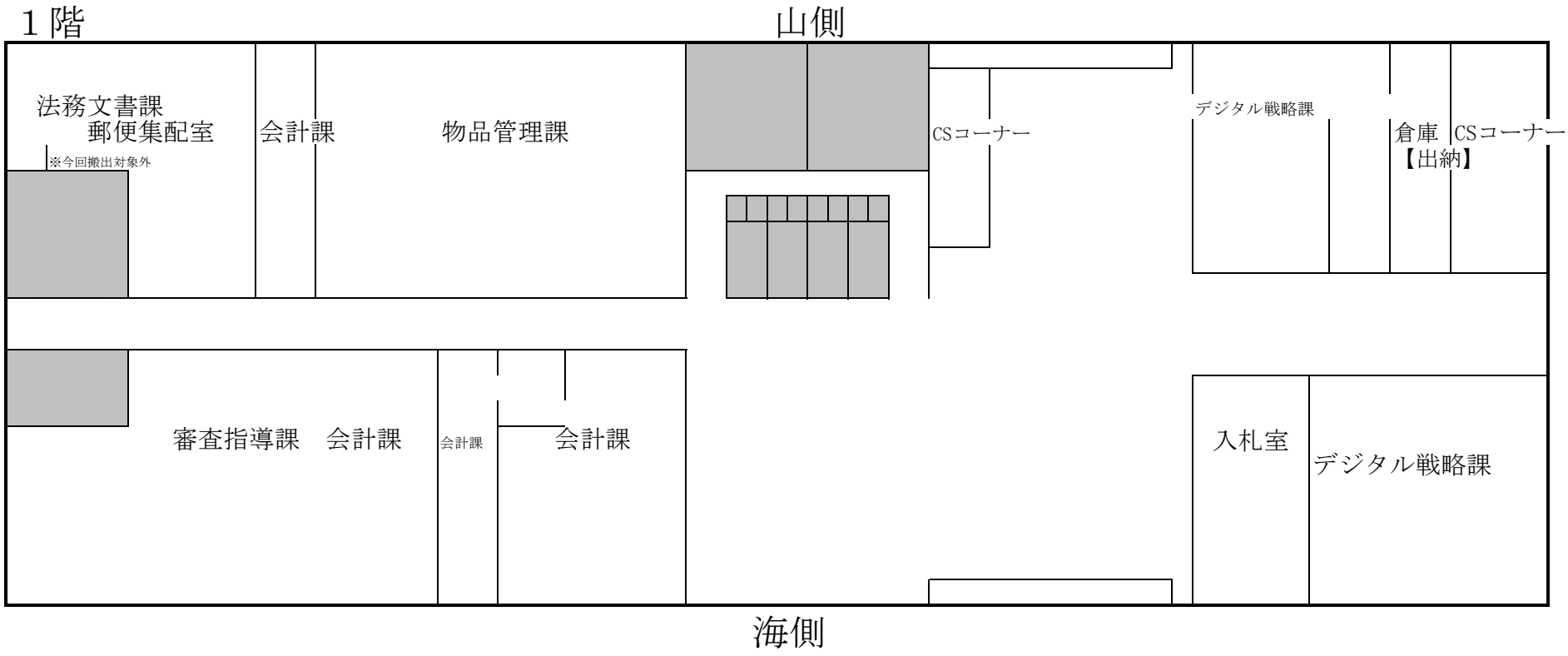
1階
山側
法務文書課
郵便集配室
※今回搬出対象外
会計課
物品管理課
CSコーナー
デジタル戦略課
倉庫
【出納】
CSコーナー
審査指導課
会計課
会計課
会計課
入札室
デジタル戦略課
海側

議場棟

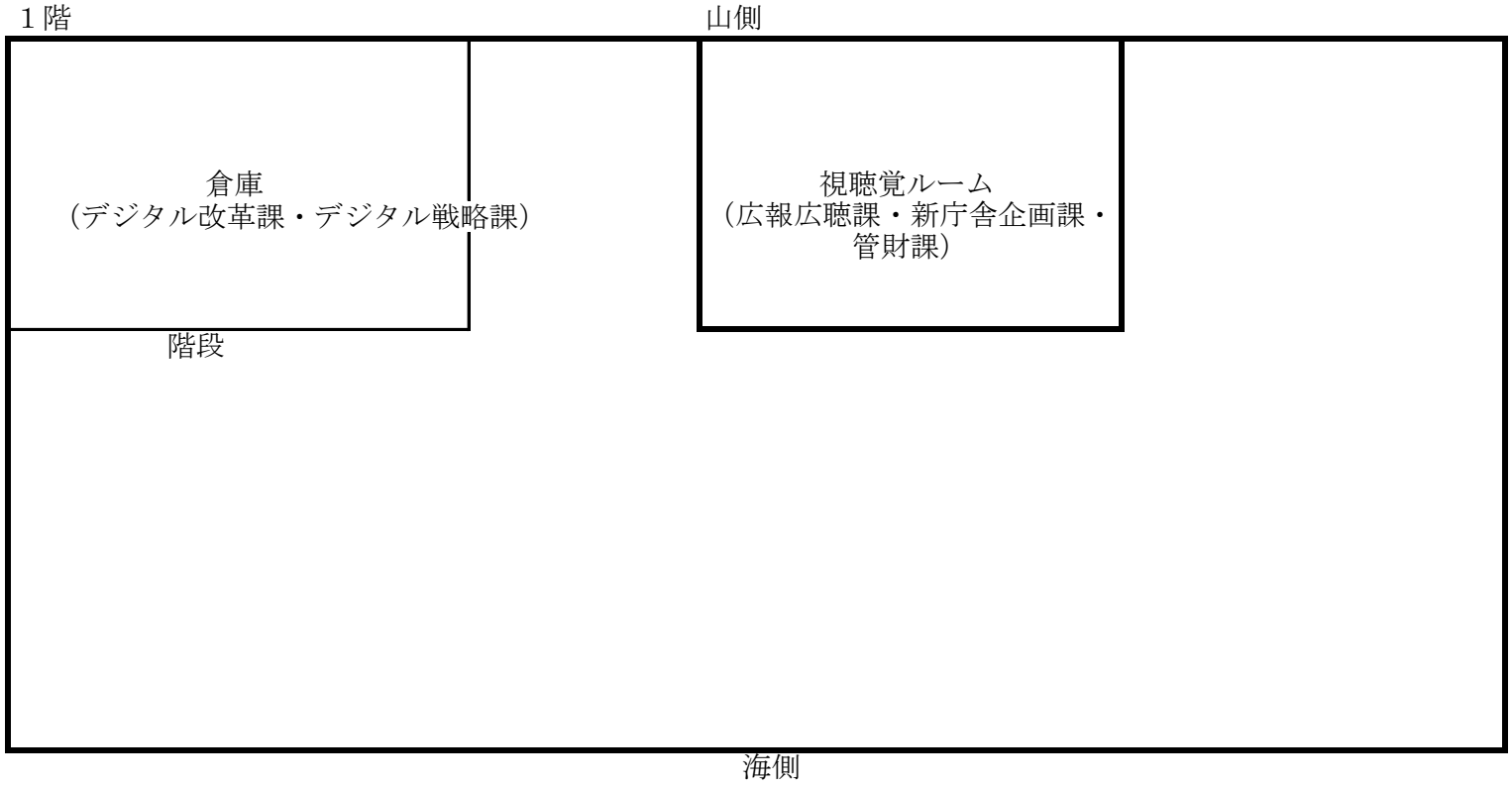

2号館

1階

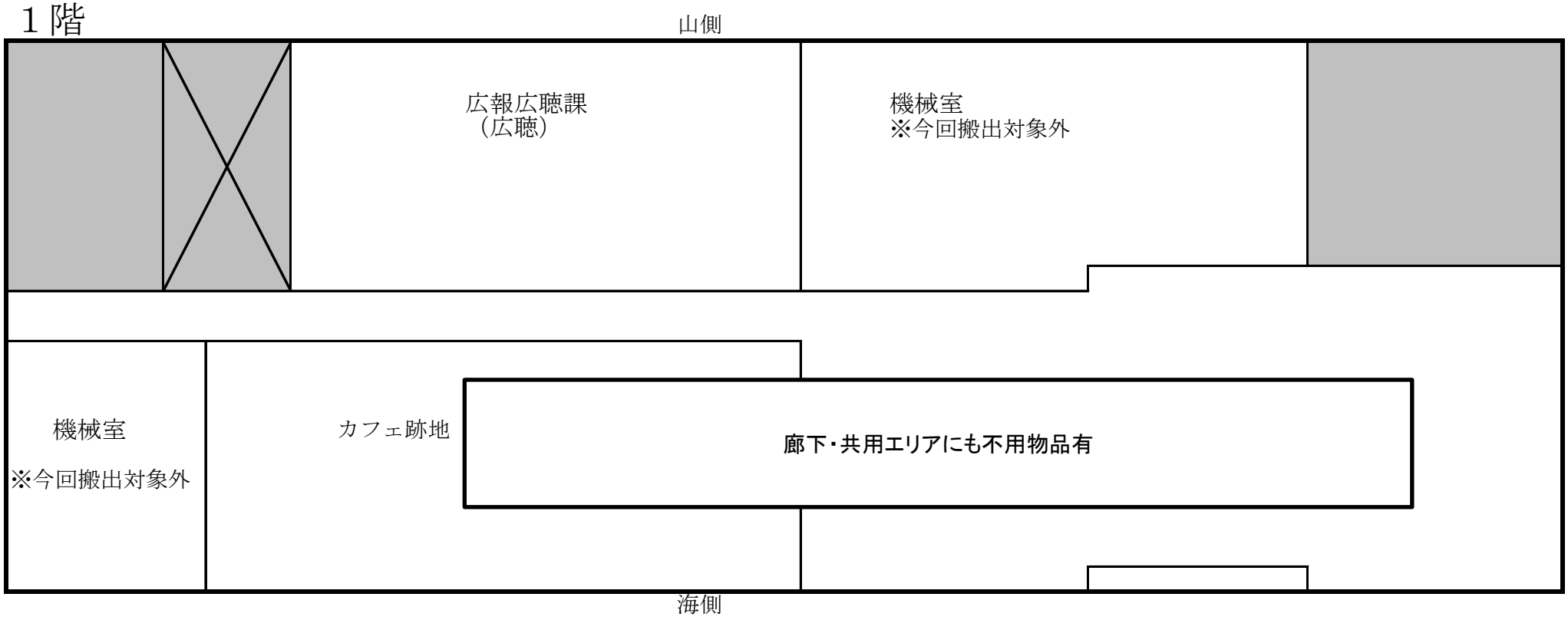
山側
広報広聴課
（広聴）
機械室
※今回搬出対象外
機械室
※今回搬出対象外
カフェ跡地
廊下・共用エリアにも不用物品有
海側

2号館

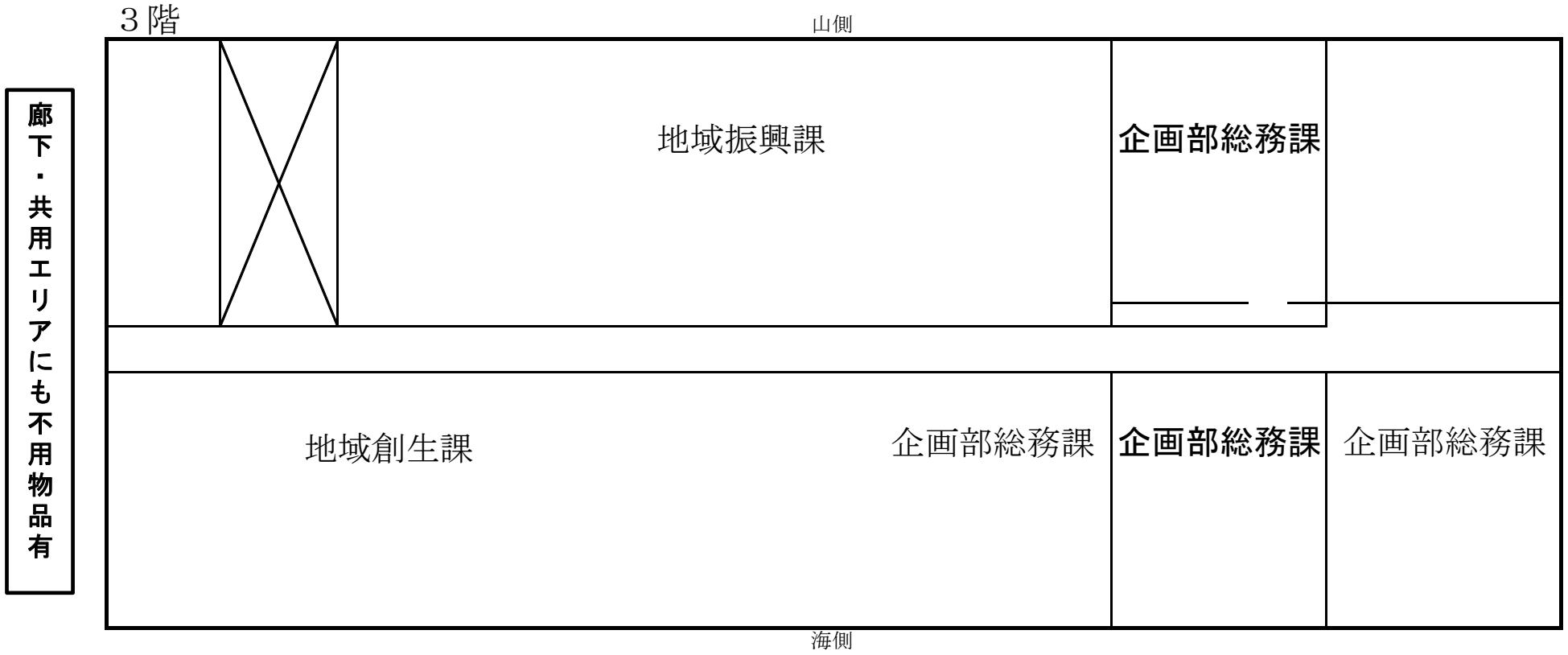
3階
山側
廊下・共用エリアにも不用物品有
地域振興課
企画部総務課
地域創生課
企画部総務課
企画部総務課
企画部総務課
海側

2号館

廊下・共用エリアにも不用物品有

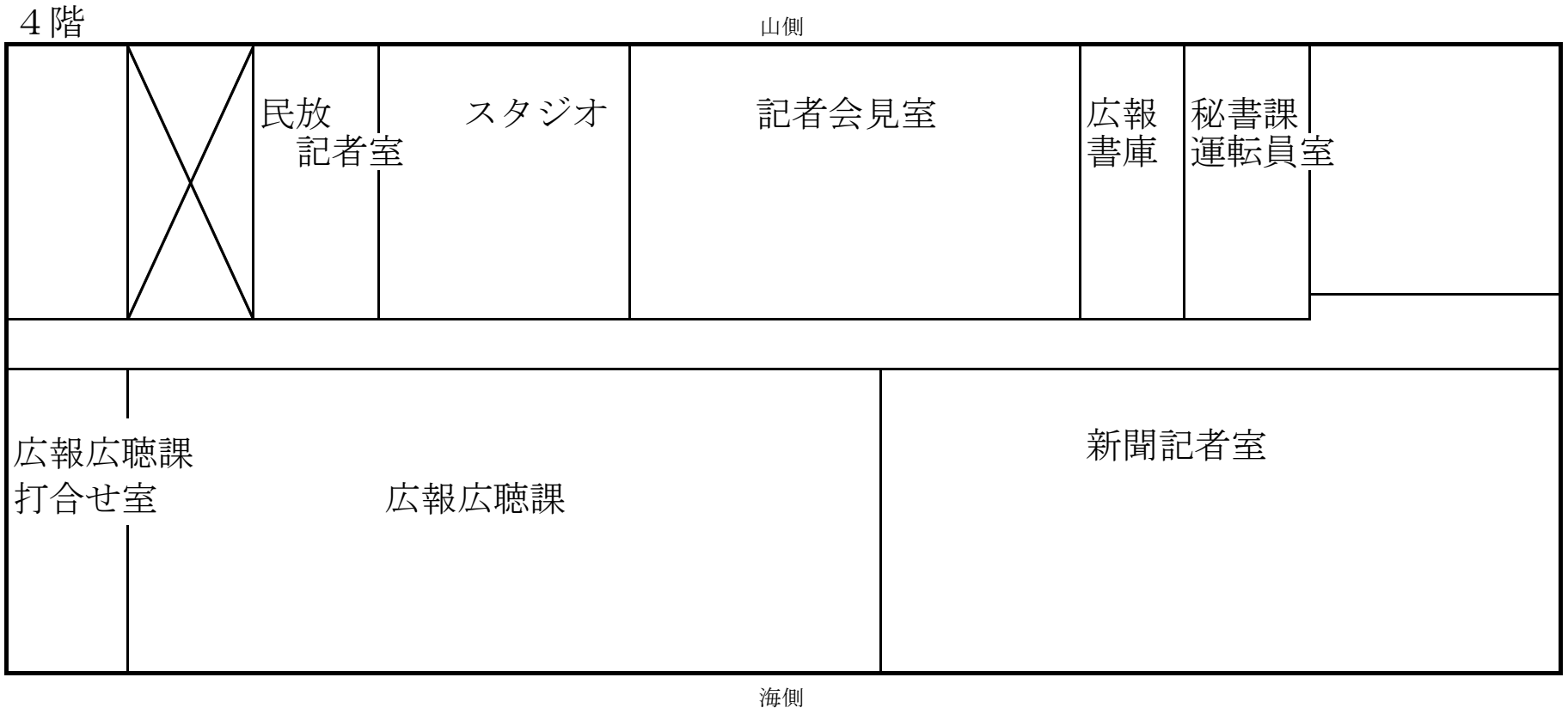

2号館

廊下・共用エリアにも不用物品有

5階

山側



海側

2号館

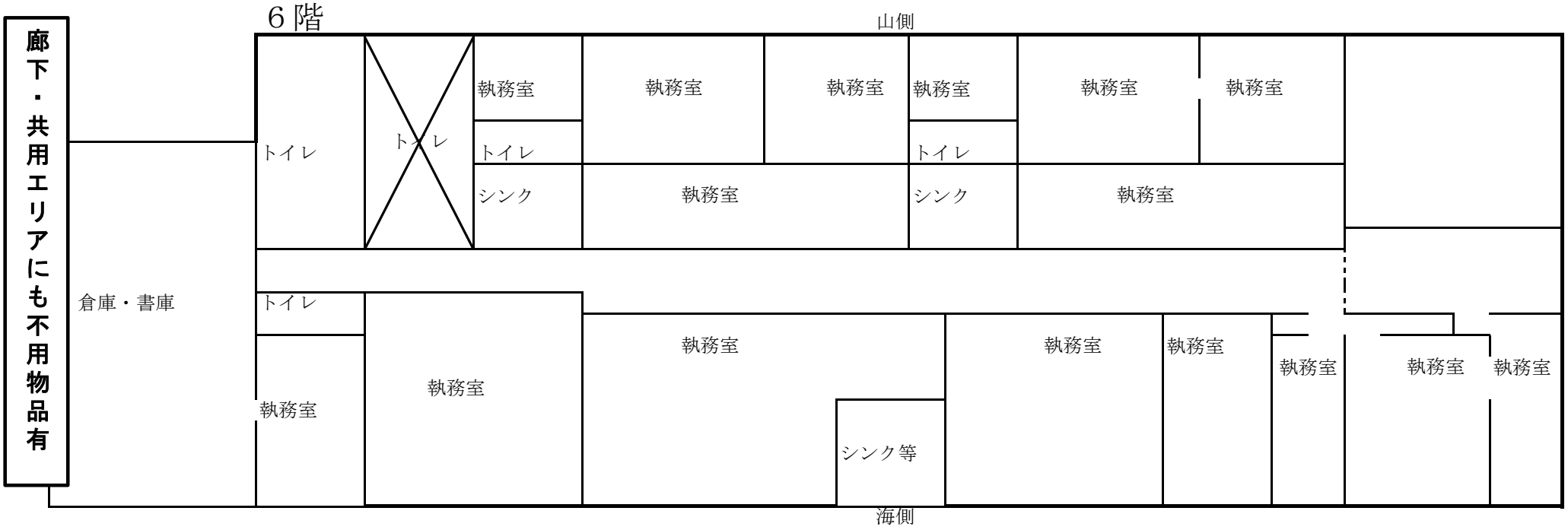
6階
山側
廊下・共用エリアにも不用物品有
倉庫・書庫
トイレ
トイレ
執務室
トイレ
シンク
執務室
執務室
執務室
トイレ
執務室
執務室
シンク
執務室
執務室
トイレ
執務室
執務室
執務室
シンク等
執務室
執務室
執務室
執務室
執務室
海側

2号館

廊下・共用エリアにも不用物品

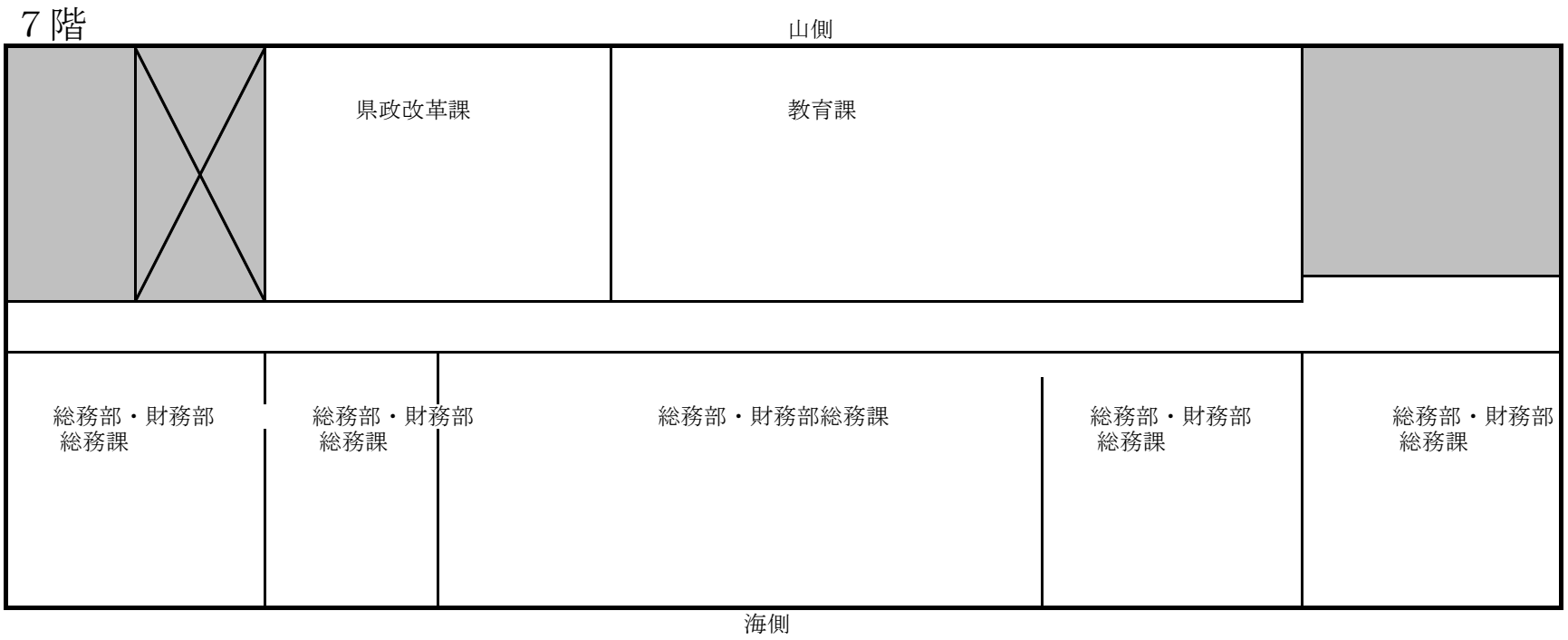

廊下・共用エリアにも不用物品有

2号館

８階

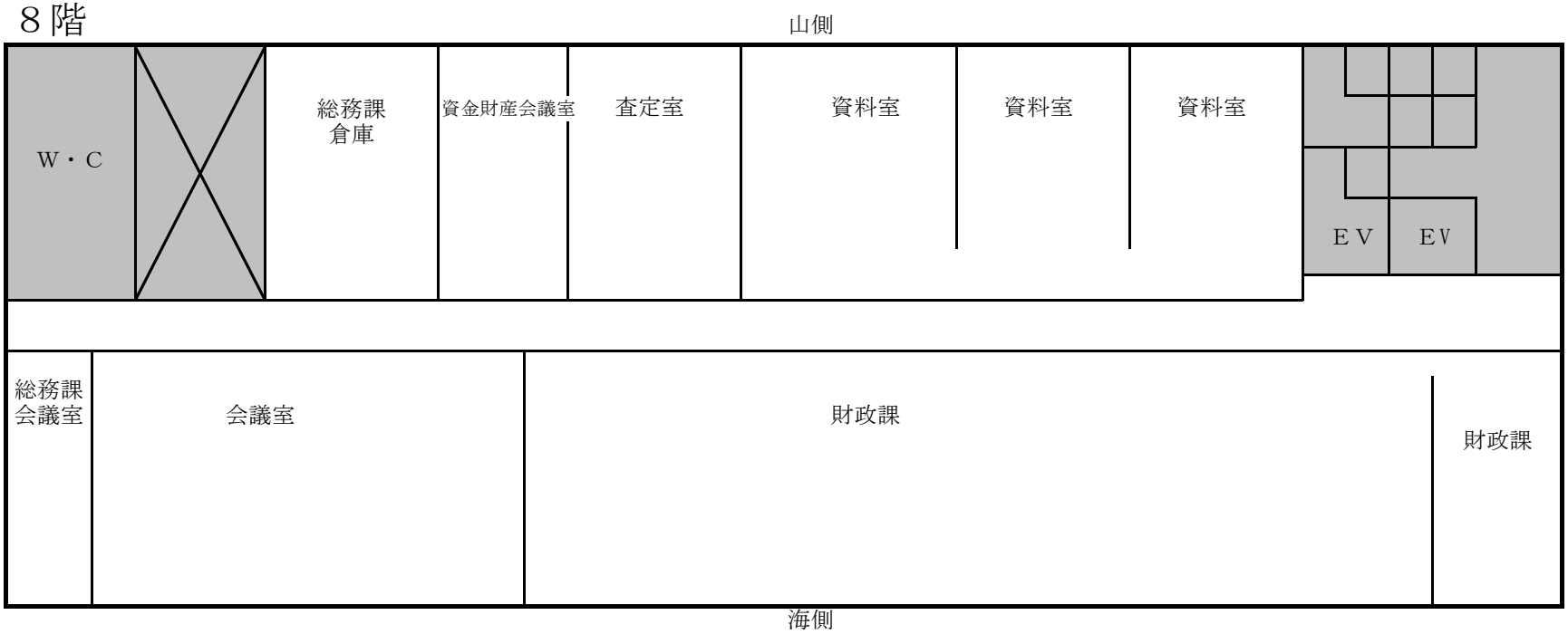

仕様等に関する質問書

会社名	
担当者名	
電話	
FAX	
E-mail	

※FAXで提出する際は、必ず物品管理課へ電話連絡をしてください

案件名	兵庫県庁本庁舎再編に伴う不用物品の収集運搬処分等業務委託

番号	質問事項記入欄	回答欄（兵庫県記入欄）

※仕様等に関して質問があれば上記に記入のうえ、入札説明書に記載の期限までに提出してください。

入　札　書

件　　名　　兵庫県庁本庁舎再編に伴う不用物品の収集運搬処分等業務委託

入札金額　　￥　　（税抜）

内　訳

品　　目	金　額	備考
買取費用	▲	
廃棄費用（収集・運搬及び処分）		
計		

※　消費税及び地方消費税相当額別

作　業　場　所　　仕様書のとおり

作　業　期　限　　令和９年１月 29 日（金）までに搬出し、令和９年３月 31 日（水）までに処理を終えること。

上記の業務については、兵庫県財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）、契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって入札します。

令和　　年　　月　　日

兵庫県契約担当者
兵 庫 県 知 事　様

住　　所
商号又は名称
代表者氏名
代理人氏名
電 話 番 号
メールアドレス

入　札　書（記入例）

件　　名　　兵庫県庁本庁舎再編に伴う不用物品の収集運搬処分等業務委託

入札金額　　￥　２５０，０００円（税抜）

内　訳

品　　目	金　額	備考
買取費用	▲50,000	
廃棄費用（収集・運搬及び処分）	300,000	
計	250,000	

買取費用が発生する場合は、廃棄費用と相殺してください

作　業　場　所　　仕様書のとおり

作　業　期　限　　令和９年１月 29 日（金）までに搬出し、令和９年３月 31 日（水）までに処理を終えること。

上記の業務については、兵庫県財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）、契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって入札します。

令和　　年　　月　　日

※当日は紙による入札参加者全員に本人確認を行いますので
本人確認が可能な写真付公的書類（運転免許証等）を持参ください。
（再入札日ならびに入札不調時の見積が異なる時も同様です）

兵庫県契約担当者
兵 庫 県 知 事　様

住　　所
商号又は名称
代表者氏名
代理人氏名
電 話 番 号
メールアドレス

代理人が入札に参加する場合には、代理人の記名が必要です。
また、参加申込時に届出が必要です。
電話番号、メールアドレスは代表者が所属する部署のものを記載ください。

入　札　書【再入札用】

件　　名　　兵庫県庁本庁舎再編に伴う不用物品の収集運搬処分等業務委託

入札金額　　￥　　（税抜）

内　訳

品　　目	金　額	備考
買取費用	▲	
廃棄費用（収集・運搬及び処分）		
計		

作　業　場　所　　仕様書のとおり

作　業　期　限　　令和９年１月 29 日（金）までに搬出し、令和９年３月 31 日（水）までに処理を終えること。

上記の業務については、兵庫県財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）、契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって入札します。

令和　　年　　月　　日

兵庫県契約担当者
兵 庫 県 知 事　様

住　　所
商号又は名称
代表者氏名
代理人氏名
電 話 番 号
メールアドレス

（入札不調時協議用）

見　積　書

件　　名　　兵庫県庁本庁舎再編に伴う不用物品の収集運搬処分等業務委託

入札金額　　￥　　（税抜）

内　訳

品　　目	金　額	備考
買取費用	▲	
廃棄費用（収集・運搬及び処分）		
計		

作　業　場　所　　仕様書のとおり

作　業　期　限　　令和９年１月 29 日（金）までに搬出し、令和９年３月 31 日（水）までに処理を終えること。

上記の業務については、兵庫県財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）、契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって見積します。

令和　　年　　月　　日

兵庫県契約担当者

兵 庫 県 知 事　様

住　　所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

代 理 人 氏 名

電 話 番 号

メールアドレス

記入例

（入札不調時協議用）

見　積　書

件　　名　　兵庫県庁本庁舎再編に伴う不用物品の収集運搬処分等業務委託

見積金額　　￥２５０，０００円　（税抜）

内　訳

品　　目	金　額	備考
買取費用	▲50,000	
廃棄費用（収集・運搬及び処分）	300,000	
計	250,000	

作　業　場　　所　　仕様書のとおり
作　業　期　限　　令和９年１月 29 日（金）までに搬出し、に処理を終えること。

買取費用が発生する場合は、廃棄費用と相殺してください

上記の業務については、兵庫県財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）、契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって見積します。

令和　　年　　月　　日

兵庫県契約担当者
兵 庫 県 知 事　様

開札当日に、代理人名義で見積書を作成し提出する場合は、代理人の記名で見積書を提出してください。

住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名
代 理 人 氏 名
電 話 番 号
メールアドレス

電話番号、メールアドレスは代表者が所属する部署のものを記載ください。

会社名：

入 札 内 訳 書

件　　名：**兵庫県庁本庁舎再編に伴う不用物品の収集運搬処分等業務委託**

案件名	数　量	単位	買取費用	廃棄費用（収集運搬処分）	金額（円・税別）	備　　考
兵庫県庁本庁舎再編に伴う不用物品の収集運搬処分等業務委託	1	式				
合　　計						

※　買取費用が発生する場合は廃棄費用と相殺してください（詳しくは入札書の記入例をご参照ください。）

※　太枠内の金額と、入札金額とが一致することをご確認のうえ、添付してください。

会社名：

入 札 内 訳 書（例）

件　　名：**兵庫県庁本庁舎再編に伴う不用物品の収集運搬処分等業務委託**

案件名	数　量	単位	買取費用	廃棄費用（収集運搬処分）	金額（円・税別）	備　　考
兵庫県庁本庁舎再編に伴う不用物品の収集運搬処分等業務委託	1	式	▲50,000	300,000	250,000	
合　　計						

※　買取費用が発生する場合は廃棄費用と相殺してください（詳しくは入札書の記入例をご参照ください。）

※　太枠内の金額と、入札金額とが一致することをご確認のうえ、添付してください。

執　行　者	立　会　人
確　認　書　類	

※上記太枠内は記入しないでください。

委任状

入札公告されている　兵庫県庁本庁舎再編に伴う不用物品の収集運搬処分等業務委託　案件について、私は下表に記載した者に入札及び見積に関する一切の権限を委任します。

部署名・職名	氏（ふり）　名（がな）

令和　　年　　月　　日

兵　庫　県
契約担当者　兵 庫 県 知 事　様

住　　所

商号又は氏名
代表者職・氏名　　印

《連絡先》

部 署 名：

職・氏名：

電　　話：　　－　　－

入 札 辞 退 届

件 名　　兵庫県庁本庁舎再編に伴う不用物品の収集運搬処分等業務委託

上記について、都合により入札を辞退します。

令和　年　月　日

兵庫県
契約担当者
　兵庫県知事 様

住　　所

商号又は名称

代表者　職・氏名

入 札 の 注 意 事 項（紙による入札の場合のみ）

１　入札時の本人確認等について

入札会場において、顔写真付公的書類を提示していただき、本人確認を行います。

顔写真付公的書類（次のいずれか１つを持参してください。）

①運転免許証
②運転経歴証明書（平成 24 年４月１日以降交付のもの）
③旅券（パスポート）
④個人番号カード（マイナンバーカード）
⑤在留カード・特別永住証明書
⑥官公庁が顔写真を貼付した各種福祉手帳（身体障害者手帳等）　等

⑴　一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（様式第２号）（以下「参加申込書」という。）の「代表者名」に記入した者が入札する場合

参加申込書の「代表者名」に記入した者の本人確認を行います。
なお、参加申込書の「３　本件入札に当日参加し、権限を行使する者」の記入は不要です。

⑵　参加申込書の「３　本件入札に当日参加し、権限を行使する者」に記入した者が入札する場合

「３　本件入札に当日参加し、権限を行使する者」に記入した者の本人確認を行います。
なお、委任状の提出は不要です。

⑶　参加申込書の代表者名欄に記入した者が入札する予定であったが、急遽変更となる場合又は参加申込書の「３　本件入札に当日参加し、権限を行使する者」に記入した者から急遽別の者に変更となる場合

入札執行者に連絡のうえ、入札前までに県指定様式の委任状（押印あり）を提出してください。
入札会場では、委任を受けた者の本人確認を行います。

２　入札書について

⑴ 入札書は、同封の「入札書」及び「入札書【再入札用】」を用意してください。
うち、「入札書」には金額を記入してください（第１回入札用）。
「入札書【再入札用】」には金額欄を未記入としてください（再入札用）。

⑵ 入札金額は、契約希望金額（消費税及び地方消費税を含まない額）**を記入してください。**

※　入札金額を訂正した入札書は無効となります。

３　見積書について

見積書は入札が不調になった場合に、希望者と協議を行う際に使用するものです。
入札時に誤って見積書を提出しないようご注意願います。

※　見積書提出日が再入札日と異なる場合は、開始前に再度本人確認を行います。

４　消費税及び地方消費税（相当額）について

入札書・見積書には、消費税及び地方消費税（相当額）は記入しないでください。

※　消費税及び地方消費税（相当額）は契約の段階で加算します。

提出書類等の注意事項（紙・電子共通）

下記に示す書類を、持参により提出してください。ただし、１～６については、兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）による提出が可能です（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く）。

１　入札参加申込み**（期限：令和８年 12 月３日（木）午後４時）**

① 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書
② 現地確認出席申込書
③ 物品関係入札参加資格審査結果通知書の写し
④ 返信用封筒（110 円切手を添付の上、宛先を明記すること。）

ただし、電子入札システムの利用による入札（以下「電子入札」という。）の場合は、同システムにより申請を行ってください。このとき、提出書類等の添付ファイルとして、担当者の氏名、連絡先電話・ＦＡＸ番号の分かるファイル（書式・ファイル形式は問いません。）を添付してください。一般競争入札参加資格の確認結果については、同システムにより通知します。

２　仕様書等に関する質問について**（期限：令和８年 12 月７日（月）午後４時）**

質問は文書でお願いいたします。質問書は可能な限り様式のファイル（Word 形式、Excel 形式）も合わせて提出してください。電子入札システム・持参のほか、ＦＡＸでの提出も可能ですが、その場合は提出後に必ず物品管理課へ電話連絡をしてください。

電子入札システムにより提出する場合は、**令和８年 12 月３日（木）の参加申込期限まで**に、「証明書等／提案書等」提出機能で、ファイルを添付して送信することにより行ってください。

なお、添付されるファイルの合計容量が１ＭＢ以下でお願いします。送信できない場合は、出納局物品管理課まで連絡願います。

３　入札保証金の納付について**（令和８年 12 月 11 日（金）正午締切）**

※入札保証金として契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の 100 分の５以上の額を納付してください。

ただし、次の場合は入札保証金の納付を免除します。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、保険証書を期限までに提出した場合

保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を提出してください。

保険期間は本件入札の参加申込後で、令和８年 12 月 11 日（金）以前の任意の日を開始日とし、令和９年１月５日（火）以降の任意の日を終了日としてください。

入札保証保険証書の保険金額が、契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の 100 分の５未満であるときは、当該入札は無効となるので注意してください。

イ　過去２年以内に国（公社・公団を含む。）及び地方公共団体等との契約実績が確認できた場合

２年以内の県との契約実績が物品管理課で確認できない場合は、別途添付する「納入実績報告書」に国（公社・公団を含む。）、地方公共団体等への納入実績を記入し提出してください。

4　開札日時・場所：**令和８年 12 月 14 日（月）午後２時**
兵庫県庁３号館８階入札室（電子入札の場合を除く。）

【必要書類】

①　一般競争入札参加資格確認通知書の写し

②　入札書及び入札内訳書　２通（１回目入札用、再入札用）

③　出席者の本人確認書類（免許証、パスポート、マイナンバーカードその他官公庁が発行した顔写真付公的書類）

※　郵送の場合は**令和８年12月11日（金）午後５時まで**に①、②（１回目入札用）の書類を提出してください【必着】。

＜電子入札の場合＞

電子入札書提出期間：**令和８年 12 月 10 日（木）午後５時**から
令和８年 12 月 14 日（月）午後２時まで（土曜及び日曜日を除く。）

【添付書類】入札内訳書

5　入札額について

入札書には消費税及び地方消費税（相当額）は記入または入力しないでください。
消費税及び地方消費税（相当額）は契約の段階で加算します。

6　入札内訳書について

入札内訳書は入札書と同時に提出してください。紙で入札する場合は、入札書に添付し、電子入札する場合は、作成したファイルを電子入札システムに添付のうえ、提出してください。

7　再入札について

１回目の入札に付し予定価格を超過していた場合、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合には、直ちに再入札に移行します。

ただし「電子入札システム」による入札参加者がある場合は、**再入札日時は令和８年 12 月 21 日（月）午後４時**を予定しております。

なお、郵送での入札参加がある場合には、再入札の日程については、別途設定し、１回目の入札終了後ご連絡させていただきます。

入札日と異なる日に実施する場合には再度、出席者の本人確認を行います。

8　契約時（落札業者のみ）

書面又は電子署名サービスを利用した電子契約（以下「電子契約」という。）のいずれかにより作成します。

ア　書面の契約書の場合

物品管理課で準備する２通の契約書に記名・押印してください。

イ　電子契約の場合

落札後、電子契約利用同意書を電子メールにより提出してください。

提出後、電子契約の確認依頼が電子メールで届きますので、電子契約サービスにより契約書に電子署名を行ってください。

落札された場合、本契約と同時に、契約金額の**100分の10以上**の額の契約保証金を納付してください。ただし、兵庫県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しその保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、「様式８（第５の16関係）誓約書（契約保証金の免除についての誓約書）」を提出する場合、契約金額が200万円以下の場合等は、契約保証金を免除します。

※　この注意事項はあくまでも入札希望者の便宜を図るために作成したものですので、各入札者においては、入札公告・入札説明書・仕様書等を熟読の上、必要書類の作成及び提出をし

てください。

○ 入札に関する質問先:【契約事務担当者】 兵庫県出納局物品管理課物品班　下野
TEL:078－362－3666(内線75786)　FAX:078－362－3928 メールアドレス:Chie_Shimono@pref.hyogo.lg.jp
○ システムに関する質問先:【兵庫県物品調達ヘルプデスク】
TEL:0120－554－538　平日(月曜～金曜日)の午前9時から午後6時まで(正午から午後1時までを除く)

収入印紙

産業廃棄物処理委託契約書

［収集・運搬及び処分用］

排出事業者：兵庫県（以下「甲」という。）と、収集・運搬及び処分事業者：　　（以下「乙」という。）は、甲の事業所から排出される産業廃棄物の収集・運搬及び処分に関して次のとおり契約を締結する。

第１条（法の遵守）

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第２条（委託内容）

(1)（乙の事業範囲）

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎収集・運搬に関する事業範囲

許 可 府 県 市：
許可の年月日：令和　　年　　月　　日
許可の有効期限：令和　　年　　月　　日
事　業　範　囲：産業廃棄物収集運搬業許可証のとおり
許 可 の 番 号：第　　号

◎処分に関する事業範囲

許 可 府 県 市：
許可の年月日：令和　　年　　月　　日
許可の有効期限：令和　　年　　月　　日
産業廃棄物の種類：産業廃棄物処分業許可証のとおり
許 可 の 番 号：第　　号

(2)（委託する産業廃棄物の種類、数量）

甲が、乙に収集・運搬及び処分を委託する産業廃棄物の種類及び数量は、次のとおりとする。

種　　類：　廃プラスチック類、金属くず、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
予 定 数 量：　　kg
輸入廃棄物：　無

(3)（処分の場所、方法及び処理能力）

乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称　：
所在地　　：
処分の方法　　：許可証参照
施設の処理能力：許可証参照

(4)（最終処分の場所、方法及び処理能力）

甲から、乙に委託された産業廃棄物の最終処分（予定）を次のとおりとする。

事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力
			t／日

(5) （積替保管）
乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。
第３条（適正処理に必要な情報の提供）
(1) 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報として、以下の情報をあらかじめ乙に提供しなければならない。
〇産業廃棄物の発生工程
〇産業廃棄物の性状及び荷姿（分離不可能である木くずを含む）
〇腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
〇混合等により生ずる支障
〇その他取扱いの注意事項
(2) 甲は、上記の内容以外にも乙の要求に応じて、適正処理に必要な情報を、乙に提供する。乙は公益社団法人　全国産業廃棄物連合会（以下「連合会」という。）の「廃棄物処理委託仕様書」と「廃棄物物性・安全データシート」（連合会の「産業廃棄物処理受託の手引」を参照）の項目の内容等を参考に適正処理に必要な情報を甲に対して、要求することができる。
(3) 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確に洩れなく記載することとし、虚偽又は記載洩れがある場合は、乙は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。
第４条（甲乙の責任範囲）
(1) 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から、処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。
(2) 乙は甲に対し、前項の業務の過程について法令に違反した業務を行い、また、過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。
(3) 乙が第１項の業務の過程において乙又は第三者に損害が発生した場合に、乙に過失がない場合は甲において賠償し、乙に負担させない。
第５条（再委託の禁止）
(1) 乙は、委託事務の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
(2) 前項における主体的部分とは、委託事務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分をいう。
(3) 乙は、委託事務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせ（以下「再委託等」という。）てはならない。ただし、あらかじめ再委託等の相手方の住所、氏名及び再委託等を行う業務の範囲等（以下「再委託等に関する事項」という。）を記載した再委託の必要性がわかる書面を甲に提出し、甲の書面による承認を得た場合は、乙は、甲が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託等することができる。
(4) 前項ただし書きにより甲が承認した場合には、承認を得た第三者も、前項の義務を負うものとし、乙は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。その後に承認を得た第三者についても、同様とする。
(5) 乙は、委託事務の一部を再委託等先から、さらに第三者に再委託等させる場合（３次委託等）には、甲に対し、当該第三者の再委託等に関する事項を記載した書面を提出し、甲の書面による承認を受けなければならない。なお、４次委託等以降も同様とする。
(6) 再委託等する相手方の変更等を行おうとする場合には、乙は、改めて再委託等に関する事項が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。
(7) 乙は、委託事務の一部を再委託等する場合には、再委託等した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。
第６条（権利義務の譲渡等）
乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ

甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。
第７条（委託業務終了報告）
（1）乙は、甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務については、それぞれの運搬区分に応じたマニフェストＢ２、Ｂ４又はＢ６票で、処分業務についてはマニフェストＤ票で代えることができる。
（2）甲は、マニフェストの提出を受けたときは、提出を受けた日から10日以内に、委託事務の完了を確認するための検査を完了しなければならない。
（3）乙は、委託事務が前項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を委託事務の完了とみなして前２項の規定を準用する。
第８条（委託料・支払い）
（1）甲が乙に対して支払うこの業務に要する費用は　　円（うち消費税及び地方消費税の額　　円）とする。
（2）乙は、業務の履行が完了したときは、委託料の支払を請求することができる。
（3）甲は、請求書により乙からの請求があったときは、請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払わなければならない。
第９条（業務の一時停止）
乙は、やむを得ない事由があるときは、甲の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合には、乙は甲にその事由を説明し、かつ甲における影響が最小限となるよう努力する。
第１０条（内容の変更）
甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約金額を変更するとき、または予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。
第１１条　（調査等）
甲は、乙の委託事務の処理状況について、随時に、調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託事務の処理に関して乙に適正な履行を求めることができる。
２　乙は、特別な理由がない限り、前項の調査又は報告に応じることとし、この契約の終了後も、この契約が終了する日（以下「契約終了日」という。）の属する県の会計年度を含む６会計年度の間は、同様とする。
第１２条（機密保持）
甲、乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に洩らしてはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の文書による許諾を得なければならない。
第１３条（契約の解除）
(1) 甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、催告の上、この契約を解除することができる。
(2) 但し、甲又は乙から契約を解除した場合に、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の各号の措置を講じなければならない。
①　乙の義務違反により甲が解除した場合
イ　乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本件契約区分に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬及び処分の業務を自ら実行するか、もしくは、甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の資金をもって行わせなければならない。
ロ　乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときには、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
ハ　上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙の

もとにある産業廃棄物の収集・運搬を行わしめるものとし、その負担した費用について、乙に対して償還を請求できる。

② 甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未だ処理していない産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙自ら甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

(3) 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

① 正当な理由なく、契約の履行着手期限を過ぎても履行に着手しないとき。

② 履行期限内に契約を履行しないとき、又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

③ 正当な理由なく、履行の追完がなされないとき。

④ 乙又はその代理人その他の使用人が監督又は検査に際し、職務執行を妨げたとき。

第１３条の２　甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1)　乙又は乙が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第２項第２号に該当すると認めたとき。

(2)　乙又はその代理人が、関係法令又は契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができない、又は契約を継続することが適当でないと認められるとき。

第１３条の３

(1) 甲は、第13条各号又は前条各号に規定する場合が甲の責に帰すべき理由によるものであるときは、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

(2)　乙の責に帰すべき理由により、この契約が解除された場合において、乙は、委託料の10分の１に相当する額を違約金として甲が指定する期限までに甲に支払わなければならない。ただし、この契約が解除された場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責に帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

(3)　前２条の規定による解除に伴い、乙に損害が生じたとしても、乙は、甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。

(4)　甲は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。

第１４条（暴力団等の排除）

甲は、次条第１号の意見を聴いた結果、若しくは警察からの通報に基づき、乙が次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）であると判明した場合は、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

(1) 暴力団排除条例(平成 22 年兵庫県条例第 35 号。以下「条例」という。)第２条第１号に規定する暴力団及び第３号に規定する暴力団員

(2) 条例施行規則（平成 23 年兵庫県公安委員会規則第２号）第２条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

２　前項の規定により契約を解除する場合においては前条の規定を準用する。

第１５条（情報の利用）

甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講ずることができるものとする。

(1) 乙が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くこと。

(2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。

第１６条（警察の捜査への協力）
　乙は、この契約の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。
第１７条（適正な労働条件の確保）
　乙は、この契約における労働者の適正な労働条件を確保するため、別記「適正な労働条件の確保に関する特記事項」を守らなければならない。
第１８条（不正の公表）
　甲は、乙が関係法令若しくは契約事項に違反するとき又は第11条の規定による調査等に誠実に応じないときは、その旨及び乙の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）その他甲が必要と認める事項を公表することができる。
２　前項の公表は、当該事案が悪質又は重大である場合その他甲が必要と認める場合において実施するものとする。
３　前２項の規定は、この契約の終了後も、契約終了日の属する県の会計年度を含む６会計年度の間は、適用があるものとする。
第１９条（帳簿等の備付け）
　乙は、当該委託事務に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、この契約の終了後も、契約終了日の属する県の会計年度を含む６会計年度の間は、これらの書類を保存しなければならない。
第２０条（協議）
　この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度甲、乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。
第２１条（契約期間）
　この契約は、有効期間を令和　　年　　月　　日から令和９年３月31日までとする。
第２２条（個人情報の保護）
　乙は、委託事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。
第２３条（契約保証金）
乙は、この契約の締結と同時に、甲に契約保証金として、金　　円を納付する。ただし、甲は、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第100条第１項の規定に該当すると認めた場合は、乙が納付すべき契約保証金を免除する。
第２４条（履行遅滞の場合の違約金）
(1) 乙の責に帰すべき理由により、履行期限内に契約を履行しないときは、乙は、違約金を甲に支払わなければならない。
(2)　前項の違約金の額は、契約の履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、委託料につき年10.75パーセントの割合で計算した額とする。ただし、履行が可分の契約で委託料を分割して計算することができるときは、履行遅滞となった部分の委託料について計算した額とする。
第２５条（遅延利息）
　乙は、前条又は第13条の３(2)の規定による違約金を甲が指定する期限までに納付できない場合は、当該期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納額につき年3.0パーセントの割合で計算した遅延利息を甲に納付しなければならない。
第２６条（生成AIの利用に関する保証）
　乙は、委託事務を処理するに当たり、生成AI（人工的な方法により学習、推論、判断等の知的機能を備え、かつ、質問その他のコンピュータに対する入力情報に応じて当該知的機能の活用により得られた文章、画像、音声等の結果を自動的に出力するよう作成されたプログラム及び当該プログラムと連携して動作するプログラムをいう。以下同じ。）を利用する場合には、甲に対し、委託事務の処理の過程において第三者の知的財産権その他一切の権利を侵害しておらず、成果物が第三者の知的財産権その他一切の権利を侵害していないことを保証する。

第２７条（生成AIへの入力及び出力結果）
　乙は、委託事務を処理するに当たり、生成AIを利用する場合には、委託事務の処理に関して知り得た秘密及び個人情報を生成AIに入力してはならず、生成AIの出力結果を確認して修正することなく成果物として甲に提出してはならない。
第２８条（賠償の予約）
　乙は、乙又は乙が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して次の各号の一に該当したときは、委託料の10分の２に相当する額を賠償金として甲が指定する期限までに甲に支払わなければならない。委託事務が完了した後も同様とする。
　⑴刑法（明治40年法律第45号）第96条の６による刑が確定したとき。
　⑵刑法第198条による刑が確定したとき。
　⑶公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第61条第１項の規定による排除措置命令を行ったとき。ただし、排除措置命令に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第３条第１項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。
　⑷ 公正取引委員会が、独占禁止法第62条第１項の規定による課徴金納付命令を行ったとき。ただし、課徴金納付命令に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第３条第１項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。
　⑸前２号の抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
２　前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。
第２９条（管轄裁判所）
　この契約に係る訴訟の提起については、甲の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

　この契約の証として本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その１通を保有する。
　ただし、本契約を契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録により締結する場合は、当事者に関する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

　令和　　年　　月　　日

甲　兵　庫　県　　神戸市中央区下山手通５丁目１０番１号
兵庫県知事　齋藤　元彦

乙　住　　所
会　社　名
代表者名

「適正な労働条件の確保に関する特記事項」

（基本的事項）

第１　乙は、別表に掲げる労働関係法令（以下「労働関係法令」という。）を遵守することにより、次の各号のいずれかに該当する労働者（以下「特定労働者」という。）に対する最低賃金法（昭和34年法律第137号）第３条に規定する最低賃金額（同法第７条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額。以下「最低賃金額」という。）以上の賃金の支払その他の特定労働者の適正な労働条件を確保しなければならない。

(1) 乙に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働基準法（昭和22年法律第49号）第９条に規定する労働者（当該業務に直接従事しない者や家事使用人を除く。）

(2) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）の規定により、乙のためにこの契約に基づく業務に関わっている労働者（以下「派遣労働者」という。当該業務に直接従事しない者を除く。）

２　乙は、当該者を発注者とする下請契約を締結する場合においては、この特記事項の第１から第５までの規定に準じた規定を当該下請契約に定めなければならない。

（受注関係者に対する措置）

第２　乙がこの契約に基づく業務の一部を第三者に行わせようとする場合の当該受託者及び当該契約に基づく業務に派遣労働者を関わらせようとする場合の当該派遣契約の相手方（以下「受注関係者」という。）は、労働関係法令を遵守することを誓約した者でなければならない。

２　乙は、前項の場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額。）が200万円を超えるときは、当該受注関係者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を徴取し、その写し（第１の第２項の規定により、この項に準じて下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を甲に提出しなければならない。

３　乙は、受注関係者又は下請その他いかなる名義によるかを問わず県以外の者から、この契約に係る業務の一部について請け負った者（以下「下請関係者」という。）が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受注関係者に対し、指導その他の特定労働者（下請関係者に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働者を含む。以下同じ。）の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講じなければならない。

４　乙は、受注関係者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該受注関係者と締結している契約を解除しなければならない。

(1) 乙に対し 第４の第４項、第５の第３項若しくは第４項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(2) 特定労働者に対する賃金の支払について、最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

（特定労働者からの申出があった場合の措置）

第３　甲は、特定労働者から、乙又は下請関係者が特定労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払っていない旨の申出があった場合においては、当該申出の内容を労働基準監督署に通報するものとする。

２　甲は、前項の場合においては、必要に応じ、乙に対し、労働基準監督署への通報に必要な情報について報告を求めることができる。

３　乙は、前項の報告を求められたときは、速やかに甲に報告しなければならない。

４　乙は　その雇用する特定労働者が第１項に規定する申出をしたことを理由として、当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

５　乙は、第１項に規定する特定労働者が下請関係者に雇用されている場合において、第２項の報告を求められたときは、受注関係者に対して確認を行い、当該確認の結果を甲に報告しなければならない。

６　乙は、下請関係者に雇用されている特定労働者が第１項に規定する申出をしたことを理由として、当該下請関係者が当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないよう、受注関係者に求めなければならない。

７　甲は、必要に応じ、労働基準監督署に対し、第３項、第５項、第４の第２項、第４項及び第５の各項の規定による甲に対する報告により得た情報を提供することができる。

（労働基準監督署から意見を受けた場合の措置）

第４　甲は、労働基準監督署から乙に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行うことを求めるものとする。

２　乙は、前項の規定により賃金の支払を行うよう求められたときは、甲が定める期日までに当該支払の状況を甲に報告しなければならない。

３　甲は、労働基準監督署から下請関係者に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行う旨の指導を受注関係者に行うことを求めるものとする。

４　乙は、前項の規定により指導を行うよう求められたときは、同項の受注関係者に対して同項の賃金の支払の状況の報告を求めるとともに、甲が定める期日までに当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

（労働基準監督署から行政指導があった場合の措置）

第５　乙は、労働基準監督署長又は労働基準監督官から特定労働者に対する賃金の支払における最低賃金法の違反について行政指導を受けた場合においては、速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針を甲に報告しなければならない。

２　乙は、前項の場合において、同項の違反を是正するための措置（以下「是正措置」という。）を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、速やかに是正措置の内容を甲に報告しなければならない。

３　乙は、下請関係者が第１項の行政指導を受けた場合においては、受注関係者に対して速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針について報告を求めるとともに、当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

４　乙は、前項の場合において、同項の下請関係者が是正措置を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、受注関係者に対して速やかに当該是正措置の報告を求めるとともに、当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

（契約の解除）

第６　甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 乙が、甲に対し 第４の第２項、第５の第１項若しくは第２項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(2) 乙が、甲に対し 第４の第４項、第５の第３項若しくは第４項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。（乙が、第２の第１項の誓約をした受注関係者に対して、第４の第３項に規定する指導及び第４の第４項、第５の第３項又は第４項の規定による報告の求めを行ったにもかかわらず、当該受注関係者が乙に対して当該報告をせず、又は虚偽の報告をしたときを除く。）

(3) 特定労働者に対する賃金の支払について、乙又は受注関係者が最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。（乙が第２の第４項の規定により、当該受注関係者と締結している契約を解除したときを除く。）

（損害賠償）

第７　乙は、第６の規定による契約の解除に伴い、損害が生じたとしても、甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。

（違約金）

第８　乙は、第６の規定により契約が解除された場合は、違約金を甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。

別表（第１関係）

労働関係法令

（１） 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
（２） 労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）
（３） 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）
（４） 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
（５） 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）
（６） 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）
（７） 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成 5 年法律第 76 号）
（８） 労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）
（９） 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)
(10) 厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)
(11) 雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)
(12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和 44 年法律第 84 号)

（別紙）

【個人情報取扱特記事項】

（基本的事項）

第１　乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、関係法令等の規定に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

（収集の制限）

第２　乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用・提供の制限）

第３　乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（安全管理措置）

第４　乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（廃棄）

第５　乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し又は消去し、甲に報告しなければならない。

（秘密の保持）

第６　乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（複写又は複製の禁止）

第７　乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。

（特定の場所以外での取扱いの禁止）

第８　乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を取り扱うときは、契約書において定めた場所で行うものとし、甲が承諾した場合を除き、当該場所以外の場所で個人情報を取り扱ってはならない。

（事務従事者への周知及び指導・監督）

第９　乙は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知し、適切な取扱いがなされるよう指導・監督するものとする。

（責任体制の整備）

第10　乙は、この契約による個人情報の取扱いの責任者及び事務従事者の管理体制・実施体制を定め、甲に書面で報告しなければならない。

２　乙は、前項の責任者及び事務従事者を変更する場合は、甲に報告しなければならない。

（一部委託の禁止）

第11　乙はこの契約の一部を第三者（乙の子会社を含む。）に委任し、又は請け負わせ（以下「一部委託」という。）てはならない。ただし、あらかじめ一部委託の相手方の住所、氏名及び一部委託を行う業務の範囲等（以下「一部委託に関する事項」という。）を記載した一部委託の必要性がわかる書面を甲に提出し、甲の書面による承認を得た場合は、乙は、甲が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に一部委託することができる。

２　前項ただし書きにより甲が承認した場合には、承認を得た第三者も前項の義務を負うものとし、乙は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。その後に承認を得た第三者についても同様とする。

３　乙は、この契約の一部を一部委託先から、さらに第三者に再委託させる場合（２次委託）には、甲に対し、当該第三者の一部委託に関する事項を記載した書面を提出し、甲の書面による承認を受けなければならない。なお、３次委託以降も同様とする。

４　一部委託する相手方の変更等を行おうとする場合には、乙は、改めて一部委託に関する事項が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。

５　乙は、この契約の一部を一部委託する場合には、一部委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、

甲に対し全ての責任を負うものとする。

6　乙は、一部委託先に対して、その委託した業務の履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

（資料等の返還等）

第12　乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

（立入調査）

第13　甲は、乙及び一部委託先が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

（遵守状況の報告）

第14　甲は、必要があると認めるときは、この契約が求める個人情報の取扱いに係る遵守状況の報告を乙に求めること及び当該取扱いについて乙に適切な措置をとるよう指示することができる。

2　乙は、前項の報告の求め又は指示があった場合は、速やかに応じなければならない。

（事故発生時における報告）

第15　乙は、この契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2　乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3　甲は、この契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約の解除）

第16　甲は、乙が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2　乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

（損害賠償）

第17　甲は、乙が本特記事項に定める規定に違反し、又は怠ったことにより損害を被った場合には、乙に対して損害の賠償を求めることができる。

誓　約　書

暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

記

１　条例第２条第１号に規定する暴力団、又は第３号に規定する暴力団員に該当しないこと

２　暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第２号）第２条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと

３　上記１及び２に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を述べないこと

令和　　年　　月　　日

兵庫県知事　様

住　　所

会 社 名

代表者名

電　　話

電子メール

誓 約 書

下記１の契約（以下「本契約」という。）に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、下記２の事項を誓約する。

記

１　契約名
兵庫県庁本庁舎再編に伴う不用物品の収集運搬処分等業務委託

２　誓約事項
(1) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対し最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと、及び別表に掲げる労働関係法令を遵守すること。
(2) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対する賃金の支払について次に該当するときは、速やかに県へ報告を行うこと。
ア　県から最低賃金額以上の賃金の支払を行うよう指導を受けその報告を求められたとき。
イ　労働基準監督署から最低賃金法の違反について行政指導を受けたとき。
ウ　労働基準監督署に上記イの是正の報告を行ったとき。
(3) 本契約に基づく業務の一部を他の者に行わせようとする場合及び派遣労働者を関わらせようとする場合にあっては、最低賃金額以上の賃金の支払及び労働関係法令の遵守を誓約した者を受託者とし、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額。）が 200 万円を超えるときは、この誓約書に準ずるものとして別に県が定める誓約書を提出させ、その写しを県に提出すること。
(4) 受託者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受託者に対し、指導その他の労働者の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講ずること。
(5) 本契約に基づく業務において、次のいずれかに該当するときに県が行う本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を唱えないこと。
ア　県に対し、上記(2)の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
イ　最低賃金法第 4 条第 1 項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

令和　　年　　月　　日

兵庫県知事　様

所　在　地
名　　称
代表者職氏名
電　　話
電子メール

別表（誓約事項(1)関係）

労働関係法令
（１） 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
（２） 労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）
（３） 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）
（４） 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
（５） 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）
（６） 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）
（７） 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成 5 年法律第 76 号）
（８） 労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）
（９） 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
（10） 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）
（11） 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）
（12） 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）

様式８（第５の 16 関係）
（誓約書）

誓　約　書

下記１の契約（以下「本契約」という。）に係る契約保証金の免除について、下記２の事項を誓約する。

記

１　契約名　兵庫県庁本庁舎再編に伴う不用物品の収集運搬処分等業務委託

２　誓約事項

⑴　次の契約について、すべて誠実に履行したこと。

契約履行年月日	契　約　名	契約金額	契約の相手方

⑵　本契約についても、誠実に履行すること。

⑶　上記⑴及び⑵に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を述べないこと。

令和　　年　　月　　日

兵庫県知事　様

所　在　地
名　　称
代表者職氏名
電　　話
電子メール

様式８（第５の 16 関係）
（誓約書）

［留意事項］

誓約書の２⑴には、過去２年間（注１）に国（公社・公団を含む。）、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体（注２）とその契約と種類（注３）及び規模（注４）をほぼ同じくする（注５）契約を数回以上（注６）にわたって締結し、履行したもののみを記入すること。また、その契約実績が確認できる書類（契約書（変更契約書を含む。）の写し、履行実績証明書等のいずれか）を添付すること。ただし、入札参加申込時等に提出したものと同一のものであれば添付不要とする。

（注１）「過去２年間」とは、契約を締結しようとする日を起算日とする。

（注２）「その他知事が指定する公共的団体」とは、兵庫県住宅供給公社、兵庫県道路公社、兵庫県土地開発公社又は国若しくは兵庫県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの２分の１以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社をいう。

（注３）「種類」とは、次表のとおりとする。（例示）

区　分	種　　類
物品関係役務の調達契約	・製造の請負 ・物件の買入れ、借入れ ・測量・建設コンサルタント等業務以外の役務の調達

（注４）「規模」とは、契約金額をいう。ただし、長期継続契約による場合は、契約書に月額の記載があるときは、契約金額に 12 を乗じて得た金額とし、月額の記載がないときは、契約総額を契約月数で除した額に 12 を乗じて得た金額を指すものとする。

（注５）「ほぼ同じくする」とは、契約予定金額の７割に相当する金額以上のものをいう。

（注６）「数回以上」とは、２回以上をいう。

様式第１号（第５条関係）

兵庫県内に有する事業所等に関する申告書

令和　　年　　月　　日

兵庫県知事　様

所 在 地

商　　号

代表者名

電話番号

ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ

（申告は本社代表者名で行ってください。）

案件名　兵庫県庁本庁舎再編に伴う不用物品の収集運搬処分等業務委託

上記の一般競争入札に参加するに当たり、下記のとおり申告します。

記

１　県内に有する事業所等の名称　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　県内に有する事業所等の所在地　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

３　県内に有する事業所等の代表者　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※　留意事項

１　この申告書は、一般競争入札に参加しようとする者で、兵庫県内に事業所等を有する者のうち、県の入札参加資格者名簿の「取引を希望する支店・営業所等」に兵庫県内の事業所を登録していない者のみ提出が必要です。

２　この申告書は、原則として一般競争入札への参加申込時に提出すること。また、契約担当者から提出を求められた場合は、速やかにこれを提出すること。

令和　　年　　月　　日

納 入 実 績 報 告 書

業務担当者

兵庫県出納局物品管理課長　様

所在地
会社名
代表名
電話番号
メールアドレス

番号	納　入　先	品　　名・型　　式	数量	契約日	納期	納入年月日	備考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
１０							

※　納入実績は、国（公社・公団を含む。）、地方公共団体との直近の納入実績を記入すること。

※　上記のうち、１件は、報告の内容が確認できるもの（契約書（写）、納品書（写）等）を添付すること。